

## 廃棄物処理施設整備に係る交付金制度について

北海道十勝総合振興局環境生活課

国では、廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理施設整備計画を策定することとしており、昨年（2018年）6月、2018～2022年度を計画期間とする整備計画を閣議決定

今期計画では、①3R・適正処理（循環型社会形成）の推進、②気候変動対策（地球温暖化対策）の強化、③災害対応（災害時の廃棄物処理システム）の強靱化を大きな柱とし、二酸化炭素の排出が少ない、廃棄物処理の低炭素化によるエネルギー効率の高い施設への更新等を進めることとしている

環境省では、本計画を踏まえて、廃棄物処理施設整備に係る交付金交付要綱等を改正、先般、道より通知させていただいたところ

### <循環型社会形成推進交付金の改正ポイント>

- ごみ焼却施設を新設する場合、新たに「施設の広域化・集約化」「PFI等の民間活用」「一般廃棄物会計基準の導入」「廃棄物処理の有料化」について検討することを交付要件に追加
- また、「エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）」の交付要件となっているエネルギー回収率を引き上げることとした

### <交付要件>

- ・ エネルギー回収率22.0%相当以上（規模により異なる）のごみ焼却施設が対象  
← 従前はエネルギー回収率20.5%相当以上（規模により異なる）
- ・ 交付率1/2となる、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、エネルギー回収率26.0%相当以上（規模により異なる）  
← 従前はエネルギー回収率24.5%相当以上（規模により異なる）

### <廃棄物処理施設整備交付金の改正ポイント>

- 本交付金による「施設整備事業」等については、従来、北海道、沖縄県、離島地域では活用できなかったが、2019年4月より「災害廃棄物処理計画策定支援事業」については活用可能とされた（交付率1/3）